

事 務 連 絡
令和元年 8 月 19 日

日本製薬団体連合会 御中

厚生労働省医政局経済課

「医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局長及び都道府県知事あて通知したのでお知らせします。

貴団体傘下の関係者に対する周知方よろしくお願いいたします。

医政発0819第3号
保発0819第3号
令和元年8月19日

地方厚生（支）局長
都道府県知事 } 殿

厚生労働省医政局長
（公印省略）

厚生労働省保険局長
（公印省略）

「医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについて」の一部改正について

医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについては、「医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについて」（平成31年3月29日医政発0329第5号、保発0329第2号。以下「通知」という。）により取り扱ってきたところであるが、令和元年度の消費税引上げに伴う薬価改定に伴い、中央社会保険医療協議会において、「薬価算定の基準について」が改正されたことを踏まえ、通知の一部を下記のとおり改正し、令和元年10月1日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対して周知徹底を図られたく通知する。

記

1 中「「薬価算定の基準について」（平成31年3月29日保発0329第1号）第2章第3部4の」を「「薬価算定の基準について」（令和元年8月19日保発0819第2号）第2章第3部4の」に改める。

(参考)

「医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについて」(平成31年3月29日医政発0329第5号、保発0329第2号)の一部改正について
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1 新医薬品の薬価基準収載手続き 新医薬品の薬価基準収載手続きは、次のとおりであること。 なお、<u>「薬価算定の基準について」(令和元年8月19日保発0819第2号)第2章第3部4の新規収載品の薬価基準収載の手続き及び第3章第6節2本分なお書の薬価改定の手続きについても、これに準じて行うこと。</u> (1)～(6) (略) 2～4 (略) 別紙様式1～別紙様式8 (略)</p>	<p>1 新医薬品の薬価基準収載手続き 新医薬品の薬価基準収載手続きは、次のとおりであること。 なお、<u>「薬価算定の基準について」(平成31年3月29日保発0329第1号)第2章第3部4の新規収載品の薬価基準収載の手続き及び第3章第6節2本分なお書の薬価改定の手続きについても、これに準じて行うこと。</u> (1)～(6) (略) 2～4 (略) 別紙様式1～別紙様式8 (略)</p>